

**岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び  
事業者選定支援業務（アドバイザー業務）委託プロポーザル実施要領**

**1. 目的**

本業務は、令和10年度の供用開始に向けて取組を進めている岸和田市屋内プール整備運営等事業について、基本計画の策定支援に加え、DBO（Design Build Operate）方式で実施するにあたり、民間事業者の選定から事業契約までの業務において必要な支援を行うことを目的としています。

本要領は「岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び事業者選定支援業務（アドバイザー業務）」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式によって選定するにあたり、参加資格や実施方法等必要な事項を定めます。

**2. 事業概要**

- (1) 業務名 岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び事業者選定支援業務（アドバイザー業務）
- (2) 業務内容 別紙「岸和田市屋内プール整備運営等に係る基本計画策定支援及び事業者選定支援業務（アドバイザー業務）仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

**※ただし、業務期間を超過した業務工程を提案した参加者が優先交渉権者となり、且つ、優先交渉権者と協議のうえ、業務期間を延長することが適当であると考えられる場合は以下のとおりとします。**

- ・ **市議会（令和7年第1回定例会【令和7年3月】）において、本業務に係る令和6から8年度までの債務負担行為に係る議決を得たうえで、業務期間を令和9年3月31日までとした契約を締結します（議決を得るまでは契約締結はしません）。当該議決が得られない場合には、令和8年3月31日までの業務期間を前提とした契約の締結について、優先交渉権者と協議します。**

**3. 委託料の上限**

29,810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、委託料の上限の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき受託候補者が算定した額（見積額）とします。また、消費税及び地方消費税の相当額は、10%としてください。

**4. スケジュール**

- 募集開始日（実施要領配布）： 令和6年12月4日（水）
- 参加申込書の提出期間： 令和6年12月16日（月）～12月19日（木）
- 質問票の提出期間： 令和6年12月4日（水）～12月11日（水）
- 質問票への回答： 令和6年12月17日（火）
- 参加資格審査の結果通知： 令和6年12月24日（火）
- 提案書の提出期間： 令和7年1月7日（火）～1月9日（木）
- 受託候補者の選定： 令和7年1月14日（火）（予定）  
（プレゼンテーション審査）
- 選定結果通知： 令和7年1月中旬
- 契約締結： 選定結果の通知を行った日から概ね2週間以内  
（通知時に期日を指定します）

## 5. 参加資格

単体の事業者等もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者

### 【単体の場合】

次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (8) 入札又は契約に関し、損害賠償請求（違約金の請求を含む。）を本市から受けていないこと。
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (12) 過去10年間の間に、本業務と同種業務\*を2件以上受託又は自ら実施した実績があること。
- (13) 同種業務\*の従事経験がある者を本業務の管理技術者として配置できること。

※ 同種業務とは、以下①②のいずれかの業務とします。

①PPP・PFI事業等関連業務

（基本計画又は基本構想等策定支援業務、事業者選定支援業務等）

②屋内プールの基本計画又は基本構想等策定支援業務

### 【複数の事業者等により構成される共同体を代表する者の場合】

構成員すべてが、上記（1）～（11）に掲げる要件をすべて満たしているものとしま

す。上記(12)及び(13)に掲げる条件については、共同体を代表する者が要件を満たしているものとします。

## 6. 実施要領、業務委託仕様書等の交付

### (1) 交付期間

令和6年12月4日(水)から12月19日(木)まで

### (2) 交付方法

実施要領及び業務仕様書等は、岸和田市のホームページ(以下URL)からダウンロードにより入手してください。スポーツ振興課窓口又は郵送での配布は行いません。

#### 【ホームページURL】

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp//soshiki/68/poolkeikakusakuteisienproposal.html>

## 7. 参加申込書等の提出等について

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 参加者(会社等)概要書(様式2)
- ③ 同種業務の実績報告書(様式3)
- ④ 管理技術者の業務従事経験(様式4)
- ⑤ 誓約書(岸和田市暴力団排除条例関係)(様式5)
- ⑥ 営業に関し必要な登録証明書等の写し
- ⑦ 現況報告書の写し(直前1年度分)
  - ア 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書
  - イ 地質調査業者については、地質調査業者登録規程第7条の規定による現況報告書
  - ウ 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程第7条の規定による現況報告書
- ⑧ 営業所一覧表
  - ※ 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。
  - ※ 中央公共工事契約制度運用連絡協議会申請書様式に準じた様式とします。
- ⑨ 委任状
  - ※ 契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合に必要です。
- ⑩ 使用印鑑届
- ⑪ 印鑑証明書の写し
  - ※ 法人の場合は法務局が発行するもの。
  - ※ 個人の場合は市町村が発行するもの。
- ⑫ 法人にかかる履歴事項全部証明書の写し
  - ※ 個人の場合は不要です。
- ⑬ 納税証明書・完納証明書・納税状況等確認同意書
  - ア 法人
    - (ア) 「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)の写し
      - ※ 市内、市外業者とも必要です。
    - (イ) 法人の完納証明書及び納税状況等確認同意書(様式11)
      - ※ 市内に事業所(本店または支店等)を有する場合に必要です。
    - (ウ) 代表者の完納証明書及び納税状況等確認同意書(様式11)
      - ※ 市内に事業所(本店または支店等)を有し、かつ、市内に代表者の住所を有する場合に必要です。(法人と代表者、両方の完納証明書が必要です。)
  - イ 個人

⑤以降については、岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は不要

⑤以降については、岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は不要

(ア) 「申告所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の2)の写し

※ 市内、市外業者とも必要です。

(イ) 完納証明書及び納税状況等確認同意書(様式11)

※ 市内に事業所を有する場合に必要です。

ウ 共通事項

※ 納税証明書については、お近くの税務署にお問い合わせください。

※ 完納証明書(写し可)については、岸和田市市民税課又は東岸和田、山直、春木、八木、桜台の各市民センター、山滝支所へ添付の税証明交付申請書を提出して下さい。

(内容確認のため、発行に少し時間がかかります。また、金融機関等で納付した場合、納付状況が証明書に反映されるまでに数日を要します。納付後すぐに証明書を発行する場合は、領収書を持参してください。)

⑭ 財務諸表類の写し

※ 上記に定める現況報告書の写しを添付した場合は不要です。

※ 法人の場合は、直前1年の各年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表

※ 個人の場合は、直前1年の各年度の貸借対照表及び損益計算書

⑮ 事業所等の所在地図及び写真(市内業者及び準市内業者のみ必要です。)

※岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、上記⑤から⑮は提出不要です。

(2) 提出期間

令和6年12月16日(月)から12月19日(木)午後5時半(必着)まで

(ただし、持参の場合は9時から17時半の間で、正午から12時45分を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付してください。

(4) 提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号(岸和田市役所旧館地下1階)

岸和田市教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課

(5) 参加資格審査の結果通知

令和6年12月24日(火)に、参加資格審査結果通知書(様式6)で結果を通知します。(同日にメールで送るとともに、後日原本を郵送します。)

(6) その他

提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできません。

## 8. 企画提案にかかる質問票の受付

(1) 質問方法

質問は、質問票(様式7)により、スポーツ振興課まで書面を持参もしくは郵送、電子メールにて受け付けます。口頭や電話による質問は受け付けません。

なお、電子メールの場合はメール送信後に電話でメール到着の確認をお願いします。

(2) 質問受付期間

令和6年12月4日(水)から12月11日(水)午後5時半(必着)まで

(ただし、持参の場合は9時から17時半の間で、土日、休日、祝日及び正午から12時45分を除く)

(3) 回答方法

質問があった場合は、令和6年12月17日(火)までに市ホームページ(募集案内と

同ページ) にその内容及び回答を公表します。

## 9. 企画提案書等の提出について

### (1) 提出書類

- ①企画提案書提出書(様式8) 1部
- ②企画提案書【業務工程表、実施体制表含む】(任意様式) 9部(正本1部、副本8部)

**※作成にあたっては「(2) 企画提案配慮事項」に沿ったものとする**  
**※業務工程表は業務期間(契約締結の日から令和8年3月31日まで)を前提とした期間とすること。ただし、業務期間を超過して業務工程をくむことが、業務の円滑且つ効果的な実施に必要と考える場合は、令和8年度以降も期間に含めた業務工程表もあわせて提案することを可とする(業務期間内に完了する工程表と業務期間を超過した工程表の2つを提案することを可とする)。なお、業務期間を超過した工程表を提案する場合であっても、その完了期限は令和9年3月31日までとする。また、業務期間を超過した工程表のみの提案は不可とする。**

※A4サイズのファイル等に綴じて提出すること。尚A3サイズのは折りたたんで綴じること。

**※副本には法人名及び提案者が特定、識別できる商標、記号等を記載しないこと。**

- ③見積書(任意様式) 1部

**※見積書作成にあたっては、内訳がわかるようにすること。**また、見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とし、消費税及び地方消費税については、見積金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。(二重に消費税及び地方消費税を加算しないよう注意すること。)

### (2) 企画提案配慮事項

屋内プール整備運営等に係る基本計画書策定支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基本計画策定支援にあたって実施する調査や検討について、具体的な調査方法や工夫する点等を示すこと。</li> <li>②遊戯・レジャー機能について、屋内外のプール問わず事例等を踏まえ、本市屋内プール(夏季限定で屋外に機能配置・仮施設設置等も可とする。)への適用可能性を示すこと。</li> <li>③概算事業費の整理について、総事業費(整備費、維持管理・運営費)の縮減策又は縮減策の検討方策等を示すこと。</li> </ul>
屋内プール整備運営等に係る事業者選定支援業務(アドバイザー業務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者選定支援にあたって工夫する点等を示すこと。</li> </ul>
その他業務全般について	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民間事業者の事業参画意向や事業成立に向けた要件・課題等を把握・整理等するために実施する市場調査や個別対話について、効果的なタイミング及び内容を提案すること。</li> <li>②実施手順、業務工程、業務実施体制</li> </ul>

	をできる限り具体的に示すこと ③業務を実施する上で、貴法人等の優位性及び特色など、特にアピールしたい点等を示すこと
--	--

- (3) 提出期間  
令和7年1月7日(火)から1月9日(木)午後5時30分(必着)まで  
(ただし、持参の場合は9時から17時半の間で、正午から12時45分を除く)
- (4) 提出方法  
持参又は郵送  
※郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付してください。
- (5) 提出先  
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号(岸和田市役所旧館地下1階)  
岸和田市教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課
- (6) その他
- ・提出期間内に提出しない者は当該事業に参加することはできません。
  - ・提出書類については岸和田市に帰属するものとし、理由の如何を問わず返却はしません。
  - ・企画提案書の提出は1者につき1案とします。
  - ・受付後の提出書類の差し替え等は認めません。
  - ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類一式を無効とします。
  - ・提出された書類は、提出した者に無断で本件プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
  - ・岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。

## 10. 審査方法

提出された企画提案書等を基に、受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、プレゼンテーション審査を行います。

- (1) プレゼンテーション実施日  
令和7年1月14日(火)【予定】  
※都合により変更となることがあります。
- (2) 説明時間  
1社あたり30分程度(説明20分、質疑10分)
- (3) プレゼンテーションには、配置を予定している管理技術者からの説明又は同席をお願いします。また、出席者は配置予定の管理技術者を含め3名以内とします。
- (4) プレゼンテーションの資料については、企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこととします。なお、資料の追加・変更は認めません。
- (5) プレゼンテーションの実施日、場所、参加者ごとの時間割等の詳細については、参加申込者に対し、個別に案内するものとします。
- (6) 選定委員会は非公開とします。

## 11. 評価方法等

- (1) 評価方法  
選定委員会において、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、評価を行います。

(2) 評価項目等

評価基準に基づき審査を行い、受託候補者を決定するものとし、失格者を除く次の要件に該当する参加者のうち、評価点の最も高い者を受託候補者とします。なお、評価点の最も高い者が複数の場合は、見積価格が最も安価な者を受託候補者とします。また、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定します。

【要件】

- ① 見積価格が契約価格の上限の範囲内であること。
- ② 評価点が総得点の6割以上であること（評価点が6割未満の場合は、候補者として選定しない）。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
全体評価	a：事業の目的、内容、条件等の理解度、業務に関する知識 （本市プールの現況、検討経過、地域特性等の理解度、プールの整備、維持管理・運営、PPPに係る知識） b：工程計画の妥当性	20
業務実績	c：類似事業の実績 （PPP・PFI 事業等関連業務【基本計画又は基本構想等策定支援業務、事業者選定支援業務等】、屋内プールの基本計画又は基本構想等策定支援業務） ※同施設について、基本計画等策定と事業者選定の両方を支援した場合は2件とカウントする	10
実施体制	d：業務遂行体制（担当者の経験・実務実績、人数、配置状況等）の妥当性	15
提案内容	e：業務要求水準に対する提案内容の充足性、具体性（提案内容は各業務項目の要求水準を充足しているか、具体的か。） f：業務要求水準に対する提案内容の独創性・実現性（提案内容は事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込めるか。また、実施手法の妥当性など実現可能な提案となっているか。）	40
取組姿勢	g：業務への意欲、積極性	5
業務費用	h：見積金額の妥当性 （提案内容と見積もりの整合性、積算根拠の妥当性）	10

## 12. 審査結果について

選定委員会において受託候補者を選定後、速やかに、プロポーザル審査結果通知書（様式9）で参加者全員に審査結果を通知します。なお、受託候補者の名称及び評価点、受託候補者以外の名称及び評価点等（名称は五十音順、評価点は点数順（名称と評価点は別項とし、関連付けしない））について、市のホームページにおいて公表することとします。なお、審査結果については、一切の意義申し立ては受け付けません。

## 13. 失格条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・参加者が審査委員に対して直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・他の参加者と企画提案の内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ・選定委員会終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ・参加者が参加申込受付日から委託契約締結日までの間に、上記「5. 参加資格」の条件に該当しなくなった場合
- ・提出書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- ・本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ・参考見積書の金額が「3. 委託料の上限」の委託上限額を超える場合
- ・評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 14. 契約手続き等

- (1) 選定委員会において、企画提案書・プレゼンテーション審査等により判定した評価点の最高得点者を受託候補者として、原則契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、岸和田市財務規則の定めるところによります。
- (3) 受託候補者の選定後、受託候補者が上記「13. 失格条件」のいずれかに該当することが認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (4) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式10）を速やかに提出してください。なお、この場合、次順位者を受託候補者とします。郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付してください。

## 15. 情報公開及び提供

岸和田市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがあります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本件プロポーザルの受託候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 16. 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本件プロポーザルの参加に必要な提案書作成費用など、必要な経費は全て、提案者の負担とします。



- (3) 緊急やむを得ない理由等により、本件プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本件プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (4) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式10）を岸和田市に提出してください。郵送の場合は必ず特定記録郵便やレターパックライト等、当市役所への書類到着が確認できる方法で送付してください。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記、転写、公表、二次的著作物としての活用をいう。）することができるものとします。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
- (8) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (9) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、設定された期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- (10) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- (11) 参加事業者は本件プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (12) 本件プロポーザル実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約を締結しないものとします。

## 17. 問合せ先

岸和田市 教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL 072-447-7072

FAX 072-423-5030

電子メールアドレス sports@city.kishiwada.osaka.jp